

提案書に関する評価項目一覧

資料 2

評価分類	評価項目	評価基準及び配点	配点	備考	様式番号
財務体質等	自己資本率の状況	◆20%以上	12点	※経営の安定度を評価 ※計算に使用した証拠書類も提出 ※自己資本÷総資本×100	様式 4
		◆10%超から20%未満	8点		
		◆0%超から10%未満	4点		
		◆0%	0点		
	流動比率の状況	◆150%以上	8点	◆短期的な支払能力を評価 ※計算に使用した証拠書類も提出 ※流動試算÷流動負債×100	様式 5
		◆100%以上150%未満	4点		
		◆100%未満	0点		
	経常利益の状況	◆3ヶ年とも前期より向上	12点	※総合的な成長を評価 ※当期経常利益と前期経常利益を比較し、経常利益が増加しているかで判断 ※3年の状況で評価 ※当期経常利益が赤字の場合は、向上としない ※経常利益の証拠書類も提出	様式 6
		◆3ヶ年のうち2年が前期より向上	8点		
		◆3ヶ年のうち1年が前期より向上	4点		
		◆3ヶ年とも前期より向上せず	0点		
	過去3ヶ年の決算状況 (赤字の有無)	◆赤字なし	12点	※収益力を評価 ※計算に使用した証拠書類も提出 ※過去3ヶ年の損益計算書の経常利益で評価	様式 7
		◆3ヶ年のうち1ヶ年が赤字	8点		
		◆3ヶ年のうち2ヶ年が赤字	4点		
		◆3ヶ年のうち3ヶ年が赤字	0点		
	キャッシュフローの状況	◆営業キャッシュフローが0円超	6点	※営業キャッシュフローで評価 ※計算に使用した証拠書類も提出	様式 8
		◆営業キャッシュフローが0円以下、 または上場企業でキャッシュフロー 計算書を未作成	0点		
	地域精進度	企業の所在地	◆市内に本店あり	4点	※市内の本店、支店及び営業所の有無を評価
◆市内に支店、営業所等あり			2点		
◆市内に本店、支店、営業所等なし			0点		
市への社会貢献度	市との災害時応援協定等の締結 による地域貢献の実績	◆協定締結あり	4点	※災害時の応援等に係る市との災害時応援協定の締結の有無を評価。 ※災害時応援協定等を市と締結している事業者を評価。事業者の所属している団体が、市との協定等を締結しているときも評価の対象とする。	様式10
		◆協定締結なし	0点		
企業の実績・能力	企業の同種業務の実績	◆同種かつ同規模以上の業務受託実績	14点	※企業の同種業務受託実績を評価 ※「同種の業務」とは、仕様書に記載する業務目的と同種の業務	様式11
		◆同種かつ1/2以上の規模の業務受託実績	7点		
		◆同種かつ1/2以上の業務受託実績なし	0点		
配置予定従事者の 実績・能力	配置予定従事者の保有する資格	◆資格あり	4点	※業務を執行するうえで有効な国家資格等の有無を評価 ※「有効な国家資格等」の内容とは、技術士、1級建築士、1級土木施工管理士等をいう	様式12
		◆資格なし	0点		
	配置予定従事者の業務実績	◆責任者として同種業務に従事した実績あり	12点	※同種業務の実績の有無を評価 ※統括責任者が、責任者として同種業務に従事した実績を評価 ※配置予定従事者が、2年以上同種業務に従事した実績を評価 ※「同種の業務」とは、仕様書に記載する業務目的と同種の業務	
		◆同種業務に従事していた実績あり	6点		
		◆同種業務に従事した実績なし	0点		
	配置予定従事者の業務内容に関する 専門知識等	◆専門知識等あり	4点	※同種業務内容に関する専門知識等の有無を評価 ※「専門知識等」の内容とは、施設整備・運営にかかる事業手法に関する知識をいう	
◆専門知識等なし		0点			
研修体制	研修の実施	技術力向上のための研修の実施状況の評価	2点	※事業者独自の研修及び外部機関での研修のいずれも評価の対象とする ※警備業法に基づく法定研修は評価の対象としない ※報告書、受講修了証、レジュメ等で確認する	様式13
	適正な履行確保のための研修計画	契約期間中の適正な業務履行確保のための研修計画の有無及び内容を評価	2点	※研修対象は現場の作業従事者とする ※事業者独自の研修及び外部機関での研修のいずれも評価の対象とする ※警備業法に基づく法定研修は評価の対象としない	
履行体制	適正な履行確保のための業務体制	仕様書に基づく作業計画書の作成及び業務内容を評価	12点	※作業計画書と仕様書との適合性を評価する。	様式14
品質保証への取組み	品質ISO認証の取得状況	品質ISO認証(9001)の取得の有無を評価	2点	※入札告示日現在の取得状況とする	様式15
	苦情処理体制	苦情処理体制の整備状況を評価	2点	※苦情処理要領(マニュアル等)の有無、内容(役割分担、報告・指示及び結果報告系統、伝達方法の明記必須)	
福祉への配慮	障害者雇用率	障害者の雇用の促進等に関する法律により、雇用が義務づけられている業者(56人以上の事業所)		※入札告示日の属する年度の6月1日現在 ※「雇用」とは1週あたりの労働時間が30時間以上の常用雇用を指すものとする。但し、1週あたりの労働時間が20時間以上30時間未満の短時間労働者は0.5人として換算する。以下の項目において同じ。 ※重度障害者及び市内居住者は1人あたり2人分で換算する。週あたりの労働時間が20時間以上30時間未満の短時間労働者の場合は1人分で換算する。以下の項目において同じ。 ※障害者雇用状況報告書(法定書式あり)	様式16
		◆障害者雇用率3.6%以上	4点		
		◆障害者雇用率1.8%以上3.6%未満	2点		
		◆障害者雇用率1.8%未満	0点		
		義務づけられていない業者(55人以下の事業所)			
		◆障害者2人以上の雇用あり	4点		
		◆障害者1人以上2人未満の雇用あり	2点		
◆その他	0点				
地域活動への取り組み	従業員のボランティア活動への支援	従業員のボランティア活動に対する支援措置制度がある	2点		様式17
		従業員のボランティア活動に対する支援措置制度がない	0点		
人権問題への取組	人権問題への取組	人権研修の実施の有無その内容を評価	2点	※研修報告書、研修に使用したテキスト等の提出	様式18
特定提案等	公共公益施設を整備した場合の事業スキームに関する提案	大店立地法における自動車分担率の設定に関する提案(他地域の事例と本市の検討における方向性)	40点	提案書記載の事項により評価する。	様式19
	(仮称)新箕面のまちづくりに関する提案	まちづくり拠点を整備する(仮称)新箕面駅周辺の駐輪場等の施設整備及び交通処理についての提案	40点		
			200点		